

自転車利用の現場観察  
—事故を起こしやすい状況を考える—  
第13回 何気ない日常の中に潜んでいる危険

これは、(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」2021年2月号に掲載された記事の概要を紹介するものである。筆者は(一財)日本自転車普及協会 学芸員 谷田貝一男氏である。写真は同記事から引用させていただき、補足が必要と思われる部分には SDA が赤丸を付した。

## 1. はじめに

2020年は新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言が4月に全国を対象として発令されたことで、「密」を避けるなどの日常生活の見直しが始まり、その中で自転車の利用が増加した。その影響で自転車が第1当事者として発生した死亡事故件数が4月以降毎月前年の同月より増加し、4月～9月の6ヵ月間で25件・30.5%の増加となった。このため、今後は自転車事故防止活動が一層重要となる。

今回は何気ない日常の自転車利用の中でも、時として事故が発生する危険を含んでいる状況を現場観察から紹介する。

## 2. 日常利用の中に潜む危険な状況

### (1) 駐車自動車・駐輪自転車

写真1の道路は車道の上下線を分ける白線が画面の中央から右寄りに設定され、右側車道の幅員が2m余りしかないので、駐車中の自動車は車体の半分以上を歩道に乗り上げ、車道側は側溝部分にはみ出している。この自動車を追い越そうとしている自転車は「追越しを行っている」という意識はなくて、追越し後も車道左端に寄らず、後方から接近した自動車は自転車を追い越せなかった。もし、無理に追い越そうとすると追突の危険があった。

写真2は商店街の道路で、路側帯には自転車の駐輪防止用ポールが置いてあるため歩行者はこの路側帯を通行できない。また、そのポール端の路側帯を示す白線上に自転車が放置されている(赤丸で囲った自転車)。商店街での自転車の通行は歩行者や他の自転車との接触のほか、放置自転車との接触転倒の危険もある。



写真1 歩道に大きく乗り上げて駐車する自動車



写真2 商店街の路側帯線上に放置された自転車

## (2) 荷物の持ち方

写真3のように荷物がカゴから大きくはみ出している場合があり、写真4のように荷物をハンドルに吊り下げている者がある。また、写真5のように荷物を右手に持ちながらハンドルを握り、二人乗りという法令違反を行っている者や、写真6のように自転車の前後に専用のバッグを取り付け、背中にリュックサックを背負っている者がある。

これらの運転状態では、ハンドル操作と身体を使ってのバランス調整を確実に行わないと安定性が崩れて転倒したり、自動車や歩行者との接触事故が発生したりする。



写真3 カゴから大きくはみ出している



写真4 荷物をハンドルに吊り下げている



写真5 荷物を右手に持ちながら違法な二人乗り



写真6 荷物を前後に積載しリュックを背負っている

写真7のようにショルダーバッグを使用する者もいるが、バッグに入れている荷物が多くて重いときは、交差点を曲がる時だけでなく、直線道路を走行中でもバッグが肩からずり落ちてハンドル操作に支障を来し、転倒する危険もある。

写真8(次頁)のように長く重い荷物を背負ったときもバランスを崩す危険がある。傘をハンドルや前カゴに吊り下げて走行している状況も観察される。2018年にはハンドルに吊り下げていた傘が前輪に当たって転倒し、同乗していた幼児が死亡する事故があった。



写真7 ショルダーバッグの中の荷物が重いと危険

写真9は傘を吊り下げて交差点を右折している。車体が右側に傾いているので、傘の先端が路面に当たりバランスを崩して転倒する危険があり、左折のときは前輪又は前フォークに接触する危険がある。



写真8 長くて重い荷物を背負うと危険



写真9 傘を右ハンドルに吊り下げており危険

### (3) 片手運転

片手だけでハンドルを持って運転する者の中で最も多いのは、傘を差しながらの運転である。雨天時のほか、夏は日傘を差しての運転が女性に見られる。写真10の女性は信号無視の上、右手で日傘を差しながら交差点を横断している。日傘で周囲が見えにくいことから自動車や歩行者の通行状況確認が難しくなっている。



写真10 右手で日傘を持ち信号無視をしている

### (4) ガードレール

車道と歩道の上にガードレールが設置されている道路がある。写真11は自動車が連続して通行し、車道左端の自転車は歩道を通行している。しかし歩道も狭く、徐行しながらの運転では高齢者の場合はガードレールに接触する危険がある。また、写真12は車道の左側を通行しているが、後方から自動車が接近しているため、慌てて左端に移動するとガードレールに接触する可能性がある。



写真11 歩道は狭くガードレールに接触の危険あり



写真12 左側のガードレールに接触する危険あり

### (5) 縦列通行

通勤通学時間帯やグループによるツーリングでは多数の自転車が縦列通行しているが、道路交通法第 26 条で「直前の車両等が急に停止したときに追突を避けることができる車間距離を保持する」と定められているにもかかわらず、車間距離が短い状況が多く観察される。写真 13 は自転車専用と歩行者専用が並列している道路で、午前 8 時の状況である。各自転車の速度は速くないが、車間距離が短いために急ブレーキを掛けたときに追突する危険がある。

### (6) 斜め横断

信号機のない交差点では写真 14 のような斜め横断を観察することがある。「ほかに通行がないから」「短距離で通行できるから」という理由で、法律違反という知識はない。しかも、斜め横断時は突然の飛び出しなど全方位への安全確認が必要となり、法令通り道路の左側端に寄り交差点の側端に沿って通行するより危険性が高いが、それを認識している自転車は皆無ではないだろうか。



写真 13 通勤通学時間帯の縦列通行



写真 14 信号機のない交差点で斜め横断

### (7) 坂

下り坂でブレーキ操作を確実に行わないと速度過多になりがちだが、写真 15 のような曲線道路では、看板に書かれているように対向車線にはみ出て対向車と衝突する危険がある。

### (8) 子供の並進

自転車の並進は道路標識等で認められて道路を除くと道路交通法第 19 条で禁止されている。しかし、写真 16 のような子供の並進が散見されるので要注意。



写真 15 下り坂では速度超過になりやすい



写真 16 子供の並進に注意

### 3. 日常利用の中に潜む危険に対する安全指導について

今まで紹介した状況下において、自動車の駐車方法に関しては指導が行われ、不法駐輪自転車対策も行われている。小学生向けの講習会では駐車自動車を追い越すときの注意や並進の禁止等についても実技を含めて指導が行われているが、日常からの細かい指導並びに大人に対しても同様の注意喚起は必要である。

しかし、何気ない日常の自転車利用の中にある危険な状況を招く恐れのある通行・行動に関する注意等は、交通安全講習会の中でも限られた時間では難しいと思われる。しかし、片手運転、斜め横断は法令違反なので、可能な限り講習会で取り上げ、現場でも注意喚起が必要である。また、ガードレール、曲線道路及び坂の通行に関しては地元の道路環境として、車間距離の短い縦列や並列通行も地元の通行状況環境として可能な限り取り上げるようにしよう。

これらに対してリュックサックやショルダーバッグの持ち方などは現場での指導も、交通安全講習会で実演して説明を行うことも難しいと思われる。しかし、転倒してその横を自動車、自転車又は歩行者が通行していた場合、巻き込みによる大きな事故につながる恐れがある。前述の状況に関してイラスト等を使って、印刷物にして配布することも一つの方法である。

自転車事故の減少が見られない状況下、今後の自転車事故防止活動の一環として、多数の自転車利用者が気付いていない事故発生の危険がある行為に対しても目を向けた指導を少しでも増やしていくことが必要である。

以上